

ASC 責任ある飼料基準

第1草案(パブリックコメント募集第1期向けに発行)
(日本語仮訳)

パブリックコメント募集の期間と問い合わせ先	
パブリックコメント募集期間	第1回(全2回)
● 開始日	2015年6月30日
● 終了日	2015年9月11日
コメント記入用紙	「Feedback form」書類(Exel 書類)参照
コメントの提出先	standards@asc-aqua.org
担当者	Michiel Fransen
問い合わせ先	standards@asc-aqua.org

— 本書を読むにあたって —

これは **ASC 責任ある飼料基準の第一草案**であり、2015年6月30日から9月11日までのパブリックコメント募集に向けて公開されたものである。

総括すると、基準中の要件は、水産飼料産業の経済的な発展性は認めつつも、水産用飼料において使用される主原料の生産による環境上、社会上の主要な悪影響を最小化もしくは除去することを求めている。

定められた要件はあくまでも出発点に過ぎない。それらは継続的に改善されていくことを前提としている。利用可能で最善の科学的知見、管理手法、テクノロジー、飼料工場の認証期間中にそれぞれの要件に対して集められたデータを反映するため、それらは定期的に更新される。将来的な改定のため、飼料工場レベルでのデータとモニタリングにかかる高水準の透明性を、この基準は求めている。

基準は業界の持続可能性を向上するツールとなることを意図している。運営委員は飼料工場レベルでの基準は実効的な政府の規制によって実行されるべきものと認識している。

本書は以下の章から構成される。

- **はじめに**
水産養殖管理協議会のミッションとビジョン、そして ASC 責任ある飼料基準の紹介を解説
- **パート A: 目的、対象範囲、検討事項**
本第一草案の策定過程で考慮した ASC 責任ある飼料基準の目的と対象範囲、ならびに検討事項を解説
- **パート B: 基準の策定過程**
策定過程と基準の構成について解説
- **パート C: ステークホルダーからのフィードバックが求められる特定の課題および問題点**
運営委員がステークホルダーに対し特に注意してほしい項目、コメントがほしい項目を解説
- **パート D: ASC 責任ある飼料基準第一草案**
ASC 責任ある飼料基準の第一草案を解説

注釈: 本書全体(パート A、B、C、D)がコメント募集対象である。

注釈: コメント送付には所定の用紙を使用すること。

ASC 責任ある飼料基準の運営委員は、関連するすべてのステークホルダーから第一草案に対するコメントを歓迎する。

問い合わせ先: Michiel Fransen (standards@asc-aqua.org)

目次

はじめに.....	4
水産養殖管理協議会(ASC)	4
ASC 責任ある飼料基準.....	5
パート A 目的、範囲、構造、検討項目	6
目的と範囲	6
基準の構成	8
検討事項.....	8
パート B 基準策定のプロセス	9
プロセスと参加者.....	9
パート C ステークホルダーに求められる特定の課題	12
パート D ASC 責任ある飼料基準の第一草案	14
原則1：一般的な飼料工場に関する要件	14
原則2 責任ある海産原材料の調達	31
原則3 陸上植物原料の責任ある調達	37
原則4 陸上動物原料の責任ある調達	39
別紙1：GHG の計算.....	40
別紙2：廃棄物の定義.....	41
別紙3：水塊への栄養塩の排出の計算.....	42
別紙4 マス・バランスとブック・アンド・クレームの算定原則.....	42

はじめに

水産養殖管理協議会(ASC)

水産養殖管理協議会は独立した非営利の団体である。ASCは2010年に、WWF(世界自然保護基金)とIDH(持続可能な貿易に関するイニシアチブ)によって、責任ある養殖のためのグローバル・スタンダードを管理するために設立された。ASCの養殖場向けの基準は、水産養殖管理検討会で原案が策定された。この検討会はWWFによってはじめられ、調整役を務めた一連の円卓会議である。

ASCとは何か

ASCの水産養殖認証プログラムとロゴは、責任ある水産養殖業を認証し、その証となる。ASCは、水産養殖における最善の環境および社会的選択を行う活動を推進するため、水産養殖業者、水産加工業者、小売および食品サービス企業、科学者、環境保全団体、社会系NGOおよび一般人とともに、世界的な取り組みを行う国際的組織である。

ASCの活動

ASCは、そのパートナーと協力して、水産養殖の分野で環境および社会的に最善の運営を推進することで、世界の水産養殖市場を変革するためのプログラムを運用している。ASCは、持続可能性があり、責任ある体制の下で生産されたことが認証された、水産養殖製品の拡大を目指している。信頼性の高いASCの消費者向けロゴは、製造と管理の連鎖(CoC)の基準の遵守がなされていることを第三者によって保証するものであり、これにより誰もがASC認証の製品を容易に選択することができる。

ASCの達成目標

ASCは下記の要素によって世界の水産養殖活動を変革しようとしている。

- 信頼性：ISEAL(国際社会環境認定表示連合)のガイドライン、多岐にわたる利害関係者、公開性と透明性、科学に立脚した業務測定基準に基づいて基準を策定する。
- 有効性：主要な影響に取り組むことで、商業的水産養殖の環境および社会的な影響(Footprint)を最小化する。
- 付加価値：消費者向けのロゴを通じて責任ある事業運営を促進することにより、養殖場と市場を結びつける。

ASC 責任ある飼料基準

水産物は動物性たんぱく質の全世界における消費のおおよそ20%を占めている。我々が食糧消費している水産物のおよそ半分は養殖されたものであり、残り半分は天然由来のものである。天然水産物の供給量は、漁獲量が限界に達し、今後も横ばいとなるのに対し、水産養殖はその役割が今後も増大し続けると予測されている。

急成長する他の産業と同様、水産養殖についても世界的な懸念事項がある。特に、水質汚染、病気の拡大、在来種を脅かす養殖個体の脱走、生息環境の劣化、そして地域コミュニティに対する社会的影響など、各水産養殖に関連する共通の悪影響が潜在する。

水産養殖業界でも環境や社会への影響を軽減しより良い運営を行っている養殖業者も存在する。改善が可能な分野を明らかにしていく課題と向き合うことは非常に重要である。このような変化は悪影響を低減または最終的には削除することができる。それがうまく運ぶためには、改善を良い物と認め財政支援をする市場メカニズムを作り上げることが重要である。

一つの解決策はベスト・プラクティスであると評価する責任ある水産養殖生産のための一連の要件(基準)を策定することである。社会的、環境的な責任に関する認証要件は、それらが採用され正しく遵守されていることが確認されれば、販売店や消費者に対し、水産養殖に関連する影響を最小化し容認できる水準まで軽減したことを納得させることにつながる。

配合飼料は主要な養殖魚種の養殖工程において重要な要素である。水産用飼料の責任ある利用に関する問題の所在は、養殖システムでの飼料利用による影響を管理(過剰利用による汚濁の管理など)することばかりでなく、広範に及び、様々な原料を生産するために用いられる生産システムによって引き起こされる環境上、社会上の影響に関する問題にまで広がる。

現在、実に様々な植物、動物およびその他の原料が配合飼料に使用されており、その主要なものとしては様々な植物由来の製品(大豆、小麦、米、トウモロコシなど)、魚粉魚油、肉類の副産物に分けられる。そして、これら主要な原料に加え、追加栄養素、薬品、プロバイオティクスなどの添加物が少量含まれている。

原料生産は、原材料生産とサプライチェーン上の加工過程の双方において、環境および社会上の問題を生み出す。例えば、生息環境の損失、過剰収穫、絶滅危惧種への影響、汚染そして労働者の搾取などである。

ASC 責任ある飼料基準の目的は水産用飼料に多く使用される原材料の生産によって生み出される環境上、社会上の影響を低減する手法を提供することである。

ASC 責任ある飼料基準は、将来的には現行の養殖場向け ASC 基準の飼料原料に関する要件によって変わる。ASC 認証を取得した養殖場は認証を受けるためには、ASC 認証を取得した飼料を使用することを求められる。

パート A 目的、範囲、構造、検討項目

目的と範囲

目的

ASC 責任ある飼料基準の目的は、養殖用飼料に使用される原料の生産によって生じる自然環境上および社会上の影響を有意に低減するための手法を提供することである。

さらに、基準は製造過程を改善したいと考えている原料メーカーを啓発し労働目標を提供する目的もある。

対象範囲

- 基準が適用される地理的範囲

ASC 責任ある飼料基準は、すべての場所と規模の水産用飼料の製造工場に適用される。とはいえ、最初のうちは、基準は ASC 認証を受けた養殖場向けの固形飼料を商業的に製造している企業にとって関心があるだろう。

- 基準が適用される認証の単位

ASC 責任ある飼料基準の認証の単位は飼料工場である。

- 原料の範囲(概説)

過去1年6か月にわたり、運営委員は飼料基準の実用性とロバスト性に影響しうる広範で種々の課題について検討を行ってきた。

- 養殖飼料業界が特定原料の生産に関して持つであろう将来的な影響力
- 本基準が特定原料の生産に関して持つであろう将来的な影響力
- 飼料原料の生産によって生み出される環境および社会の課題
- 既存の持続可能性に関するイニシアチブ
- サプライチェーンの現実
- 可能ななら改善してほしいと運営委員が切望する事項

運営委員の議論の結果として次表が策定された。

基準で取り扱われる範囲					
セクション	原料	対象範囲	取り扱う課題	利用可能なツール	取り扱わない課題
セクション 1 一般的な飼料工場に関する要件 (原則 1)		・加工段階	<ul style="list-style-type: none"> ・操業の許認可 ・製造過程 ・労働問題 ・原料調達 ・製品の影響 ・地域社会との連携 		
セクション 2 原料の供給源に関する要件(原則 2、3、4)	海産動物由来の原料	<ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 ・加工段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への経営責任 <ul style="list-style-type: none"> ・魚体／副産物の飼料への使用 ・IUU と破壊的漁業の防止 ・社会的経営責任 ・工場のトレーサビリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業改善プログラム ・漁業認証 ・工場認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的な食糧保障
	陸上植物由来の原料	<ul style="list-style-type: none"> ・製造段階(原料については、認証制度＋CoC が利用可能) ・加工段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境および社会的経営責任 ・非認証原料のリスク評価基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆およびパーム油由来の原料に関する認証制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的な食糧保障
	陸上動物由来の原料	<ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価基準 		

基準の構成

責任ある基準管理検討会は水産用飼料に用いられる原材料の製造過程において生じる主要な社会上、環境上の影響を判別した。各影響について、原則、複数の判定基準、指標が識別された。各指標は、実績ベースでの要件を設定し、その影響を確実に軽減でき、かつ受け入れ可能な水準とされた。これらの変数がASC責任ある飼料基準を作り上げている。基準の各項目は以下のように定義される。

	定義
影響	対処すべき潜在的な問題点
原則	影響に対処するにあたっての究極目標
判定基準	影響に対処するために注力すべき項目
指標	影響の程度を決めるために測定すべき事項
要件	悪影響を十分かつ確実に軽減するための特定の測定手法

検討事項

- 運営委員が基準はこうあって欲しいと記述したキーワードは以下のものである。意欲的な、報酬購入者、達成可能な、成長する産業に有用となりうる、簡潔、バリューチェーンに対し保証を与える、ポジティブな事例を挙げる、魚の飼料工場の要件を含む、信頼と透明性を生み出す、基準を達成するまでの段階的手法を提供する、二度手間となるようなことはしない、変革を導く。
- 将来新たな原料が追加できるように基準は柔軟なものになっている。これらは持続可能な基準が作られた、あるいは材料の重要性が変化したことにより、追加される既存の原料かもしれないし、広く流通するようになった新たな原料(昆虫など)かもしれない。
- 既存のもしくは新規の原料について、新たな基準を追加することは、利用可能性と柔軟性を増加させるため、飼料基準の主要な構成要素である。現段階では、新たな基準の適合性を評価するプロセスは未決定であり、意見を歓迎する。
- 基準は原料の使用を制限すべきではなく、記載された原料についての要件を設定するべきである。
- GM製品の配合に関しては、ASC基準の一般の方針に従うことで合意された。方針はGM製品の容認されるべきかどうかといった規範的な立場は取っていないが、GMが含有されているかどうかについての透明性が重要であることは明白である。もし購入者がGM原料を給餌された魚を購入したくないと望んだ際は、提示された情報によりそのような意志決定が可能となるようにすべきである。

パート B 基準策定のプロセス

プロセスと参加者

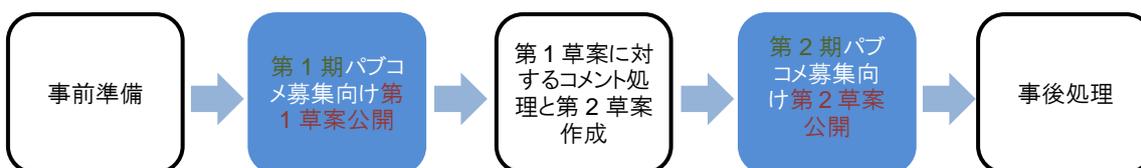
プロセス

ASC 責任ある飼料プロジェクトは、コンセンサスを重視し、透明性があり、マルチ・ステークホルダー参加型のプロジェクトである。

策定過程は運営委員会と個々の技術作業部会とで、直接もしくは電話での会議を通じて行われた。運営委員会は少なくとも年に2回の直接会議と2回の電話会議とを行った。全ての技術作業部会は2014年9月に直接会議を行い、その後数名が直接もしくは電話での会議を行った。

要件の草案作成は運営委員会と技術作業部会との専門性に基づき、必要に応じて外部の専門家の協力を得た。運営委員会は最終の意志決定組織である。

ASC 責任ある飼料基準の草案に対し2回のパブリックコメント募集が行われ、1回のパイロット検証期間を設けられる。図式化すると以下ようになる。



プロセスに関する詳細は、本プロジェクトの ToR を参照のこと。

ガバナンスと参加者

プロジェクトのガバナンス



ステークホルダー分析

様々なステークホルダーの意見のバランスを取るために、以下のステークホルダーが最初に識別された。

- 飼料メーカー(feed manufacturer)
- 原料製造業者および仕入先(supplier)
- 養殖業者
- NGO(環境および社会)
- 小売
- 科学者
- 他の基準設定組織

ステークホルダーの参加が様々なルート(個人的知り合い、電子メール、電話、新聞、SNS、ASC ウェブサイト)を通じて行われた。

プロジェクト参加者

ステークホルダーは責任ある飼料基準プロジェクトにかかる2つの組織に直接参加した。

1. 運営委員会
2. 技術作業部会

運営委員会は責任ある飼料基準の策定管理に責任をもつマルチ・ステークホルダーのグループである。10の議決権に相当する13人が運営委員に加わった。

現行の運営委員メンバーは以下の通り(2015年6月)

	氏名	業態	就任開始時期	投票権
1	Albert Tacon	非産業関係者	2014年10月	1票
2	Ally Dingwall	産業関係者	2013年10月	1票
3	Andrew Jackson	産業関係者	2013年10月	1票
4	Blake Lee-Harwood(議長)		2013年10月	1票
5	Eduardo Goycoolea	産業関係者	2013年10月	1票(合わせて)
6	Tor Eirik Homme			
7	Johan Verburg	非産業関係者	2013年10月	1票
8	Karl Tore Maeland	産業関係者	2013年10月	1票(合わせて)
9	Niels Alsted			
10	Trygve Berg Lea			
11	Michael Tlusty	非産業関係者	2013年10月	1票
12	Piers Hart	非産業関係者	2013年10月	1票
13	Yaowaluck Jirawangso	産業関係者	2015年10月	1票

	Duncan Leadbitter	コンサルタント	2013年10月	—
--	-------------------	---------	----------	---

2015年5月をもって運営委員を退任したメンバーは以下のとおり

	氏名	業態	在任期間	投票権
1	Daniel Fegan	産業関係者	2013年10月～2015年4月	1票
2	Michael Philips	非産業関係者	2013年10月～2015年4月	1票

運営委員会にアドバイスをするため、4つの技術作業部会が構成された。3つは主要な原料カテゴリー（海産原料、陸上植物原料、陸上動物原料）に関するもので、残りのひとつは一般的な工場に関する要件に関してである。合計で60人に近くが技術作業部会に参加した。

運営委員会および技術作業部会双方で、参加者の産業界および非産業界からの代表のバランスをとるよう努めた。こうした継続的な働きかけにもかかわらず、陸上動物原料および飼料工場の一般要件の技術作業部会において、非産業界からの参加者に設定された議決権は各作業部会においてその総数の半数未満であった。

運営委員会と事務局はいくつかの代表となりうるステークホルダー団体に呼びかけたが、これらの団体からの積極的な参加は依然として十分ではない。

代表となりうるステークホルダー団体とは、原材料の生産者（海産原料および陸上原料）である。

パート C ステークホルダーに求められる特定の課題

飼料基準の策定の中で、いくつかの重大で通常とは異なる課題が生じた。全てのステークホルダーには以下に記す課題に対し情報提供が求められる。

1. 第一草案の原則 2 および 3 において、様々な判定基準に XX%と記されている。これは運営委員会の意図的な選択であり、基準が策定過程にあることを示している。

要望 1: 運営委員会は全ての関連するステークホルダーに対し、これらの水準値(%)とその根拠を提供することを要望する

2. 飼料中の原料は様々な性質を持っている。それは世界中で数百もの数が記録されており、かつ養殖が行われている種が非常に多種多様で、地域的に利用可能な原料、とりわけ植物原料が多岐にわたっていることによる。

要望 2: 世界中で原料とその(潜在的な)環境および社会への影響が多様であるとする、この広範囲な原料問題に取り組む最良の手法は何であろうか？

3. 飼料は製造された製品であるが、原材料の生産に関連して多くの懸念事項がある。原料は飼料工場に届く前に多くの手を経由しているだろう。そのためトレーサビリティの課題が発生し、かつサプライチェーンのどの程度までさかのぼるべきかについての質問も生じる。

要望 3: サプライチェーンが複雑で厳格なトレーサビリティシステムを構築、執行するコストがかかるとすると、業界にとって不釣り合いな重荷を生じさせることなく(特に小規模で発展途上国の生産者に対して)、責任ある供給の資格を確保するため信頼あるシステムはどのようにあるべきであろうか。

4. ASC 基準が他の基準の認証を受けた原料に依存しているという事実は、それらの基準が変更した場合、潜在的なリスクをもつこととなる。

要望 4: 他の基準への認証を前提としてようが、していまいが、飼料基準は独自の原料の要件について「こうでなくてはならない」とする独自のベースラインとなる判定基準を持つべきであろうか。

5. 無意味とも言える低い基準をもつことなく、マーケットの成長を可能とするための、十分な量の認証原料を確保する方法。これはあり得ない課題ではないが、原料が多岐にわたることから全体を非常に複雑化させる。

要望 5: 原料生産者は、長期的に認証に必要な水準の達成を約束し、そして認証に向けて進捗を示す証拠を提供できるのであれば、ASC 飼料基準にそって使用する原料を供給することができるべきだろうか。

6. 監査にかかる労力と費用、類似する基準の最大限の調和(コスト削減)、発展する世界の生産者への様々な影響など、ステークホルダー(業界および NGO)に共通の関心事はこれらの課題と関連する。

要望 6: 委員会は以下のようないくつかの解決策について議論を行った

- 最初の事例では量の多い原料のいくつかに着目する
- 認証された飼料の量が比較的早く増加できるよう既存の基準を使用する
- 量の多い製品については、認証製品と非認証製品とを分別するのではなく、マス・バランス法を使う
- 構造化された改善プロジェクトを通じてある一定のサステナビリティをすでに持っている原料については、「エントリーレベル」オプションを作る
- 飼料基準の要件を満たす他の原料基準を評価認識することができるような ASC のプロセスを確立する。飼料基準を探求することにより、植物原料に関して国による水準の違い、地域基準があることが分かり、生産者によってはそれらを使用することを望むものもいた。生産者は ASC に対し、これらの基準を判断するための証拠資料を提示する必要があるだろう。

パートD ASC 責任ある飼料基準の第一草案

原則1:一般的な飼料工場に関する要件

以下の基準項目(Control point)は、飼料メーカー(feed manufacturer)が自身のビジネスを法律に則り、公正かつ公平なやり方で行うことを確保するためのものである。

判定基準 1.1 操業免許

指標	基準
1.1.1 関連法および行われる規制の体系的見直し	毎年
1.1.2 飼料工場の操業に関連する地域、地方、国内法すべての準拠と必要な法的許認可の所有	必要
1.1.3 準拠していない項目および当該問題の対処のために取られた行動を記録したデータベースの存在	必要

根拠:

関連する監督官庁によって定められた法律と規則は、責任あるビジネス事業が適合しなければならない最低限の社会的、環境的条件を提示する。

追加情報:

飼料工場は地方、地域および国の監督官庁による一連の法律に準拠しなければならない。これらは工場の所在地によって大きく変わるが、責任ある事業とは、必要な法的要件すべてを設定し、遵守状況を評価し、問題に確実に対処すべく適切な措置をとることができる。

他の基準での関連項目

- GLOBAL G.A.P 配合飼料製造に関する基準
- BAP 飼料工場基準

判定基準 1.2 汚職行為防止

指標	基準
1.2.1 汚職行為の防止のための企業アプローチを記した機能的な方針の存在	必要
1.2.2 方針が全従業員に対し伝達されたことを示す証拠	必要

1.2.3 汚職行為防止の研修を受けた法規制、販売、調達の職員、上級管理職者 ¹ の割合	100%
1.2.4 過去 12 か月間に賄賂で有罪判決を受けた職員の数	0 人

根拠:

公平な競争経済を推進するためには、相互に関連する飼料工場が供給業者、請負業者、ライバル企業や行政のような組織とエシカルな事業を保証することが必要不可欠である。これは法律の決まりを尊重し、合法で生産的な関係の確立を目的とした倫理的基準を支持するということを含んでいる。

他の基準での関連項目

- ISO26000 社会的責任

判定基準 1.3 製造工程

以下の判定基準の目的は飼料メーカーが自身の事業による環境影響を理解し、関連するいかなる悪影響を軽減するための適切な措置をとることを確保するためのものである。

判定基準 1.3.1 エネルギー

指標	基準
1.3.1.1 製造工程で使用された年間エネルギー算出値の存在(ソースごと)	kJ/飼料重量(mt)/年 で測定
1.3.1.2 エネルギー効率を改善するための活動計画の存在	毎年作成
1.3.1.3 エネルギー効率計画中の活動が実行されたことを示す証拠	必要

根拠:

水産飼料の製造で消費される工業エネルギーは、経済的コストの問題だけではなく、温室効果ガス(GHG)のような汚染物質の発生源でもある有限の自然資源の消費につながっている。それゆえ、関連する経済的、環境的コストを可能な限り最小化するようエネルギーを使用することは重要である。再生可能エネルギーの利用もまた推奨される。

追加情報:

燃料はその燃料源の採掘と消費の両方の過程で環境に対して様々な影響をもたらす。それゆえ、再生可能エネルギーの配分も含め、特定のエネルギー源ごとに算出結果を持っていることは重要である。

¹ 上級管理職者は以下の通り定義される……

他の基準での関連項目：

- ISO50001 エネルギー管理
- GRI サステナビリティ報告

判定基準 1.3.2 排出

指標	基準
1.3.2.1 製造工程で産出された GHG の年間算出値の存在(スコープ1と2)。付表1で概説	kg Co2eq／飼料重量(mt)／年 で測定
1.3.2.2 二酸化炭素排出原単位を削減するための活動計画の存在と、実行した証拠	毎年作成
1.3.2.3 排出削減計画中の活動が実行されている証拠	必要

根拠：

地球の気候は変動しており、これは人為的活動による温室効果ガス(GHG)の排出量が増加していることと深く関わっているという科学的な共通認識が広がりつつある。もっとも重大な原因は化石燃料の燃焼と産業プロセスであり、それは国連によると人為的起源の全 GHG のおよそ 80%を占めると言われている。飼料工場は自身の事業から直接排出される GHG を測定し、排出量削減のための活動に関与することで、気候変動の軽減に貢献すべきである。

他の基準での関連項目：

- グローバル・コンパクト
- GRI サステナビリティ報告

判定基準 1.3.3 水消費

指標	基準
1.3.3.1 製造行程で使用された年間の水使用量の計算値(ソースごと)	ML／飼料重量(mt)／年 で測定
1.3.3.2 水の使用効率を改善するための活動計画の存在	毎年作成
1.3.3.3 水の使用効率計画に記載された活動が実行されたことを示す証拠	必要

根拠：

人口増加、都市化、気候変動による供給の変化によって淡水の需要が増加している。そのためこの貴重な資源をめぐる競争が顕在化しつつある。飼料工場は自身の水利用について気づいていること、そして製造工程における効率化にむけた改善を行うことが重要である。

追加情報：

淡水の供給源(表層水と地下水)と地域的条件はこの資源の利用が自然環境に対し有害であるか

を決定するのに非常に重要である。このように、水利用に関するデータは供給源ごとに報告されるべきである。

他の基準での関連項目：

- GRI サステナビリティ報告

判定基準 1.3.4 廃棄物

指標	基準
1.3.4.1 廃棄物削減(リユースやリサイクルなど)プログラムおよび廃棄物削減の定量化に関する証拠	必要
1.3.4.2 危険性のない廃棄物の適切な保管、廃棄場所に関する証拠	必要
1.3.4.3 危険な廃棄物の適切な保管、廃棄場所に関する証拠	必要
1.3.4.4 廃棄物の種類と廃棄方法ごとの年間総排出量の算出	必要
1.3.4.5 販売後の廃棄物量を削減、リサイクル量を拡大するパッケージングに関する解決策が顧客に対して提案されたことを示す証拠	必要

根拠：

実効的な廃棄物管理とは、不必要に処分される廃棄物量を削減することで、効率的な資源利用を実行することである。また危険物を含む廃棄物は適切に処分し事故の原因とならないようにしなければならない。飼料工場は廃棄物量の削減を目指し、削減が不可能な場合再利用またはリサイクルを検討すべきである。すべての廃棄物は安全で責任ある手法で保管、廃棄され、人体や環境に対し危険性がある物質を含む廃棄物については特段の注意が必要である。

他の基準での関連項目：

- GRI サステナビリティ報告

判定基準 1.3.5 排水

指標	基準
1.3.5.1 すべての法的要件を確実に満たす排水管理手順に関する証拠	必要
1.3.5.2 漏洩防止と対応策に関する証拠	必要

根拠：

水産飼料の製造で生じた排水は、正しく管理されない場合、人体や環境の健全性に問題を生じさせ

る。このため飼料工場が事故を回避するための適切な手続きを決めておくことが重要である。違反があった場合、データベースに違反事項を記録し、状況改善のおよび再発防止のための適切な措置を記載するべきである。

判定基準 1.4 労働に関する慣例

以下の判定基準の目的は、従業員の基本的権利が尊重され、提供される労働条件が安全と健康な労働力に繋がるようにすることである。

判定基準 1.4.1 結社および団体交渉の自由²

指標	基準
1.4.1.1 労働者は労働組合(もしあれば)と管理者の干渉がなく組合自身によって選出された代表者とコンタクトがとれることを示す証拠	必要
1.4.1.2 労働者はその権利の主張と保護のために組合のような組織化をする自由があることを示す証拠	必要
1.4.1.3 労働者はその権利のために団体交渉を行う自由を持つことを示す証拠	必要

根拠:

結社および団体交渉の自由を持つことは、労働者が賃金その他労働条件のような課題に関与することを可能とするもので、労働者に必要不可欠な権利である。結社および団体交渉の権利を実際のものとして認知することは国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則と権利に関する声明」の基本原則の一つである。声明は ILO 第 86 回会合で採択され、ILO の 183 の加盟国の圧倒的多数によって批准されている。

地域の法律が結社および団体交渉の自由を制限している場合、雇用側は自主的で自由な結社と交渉に関する代替策の策定を目指し、それを妨げてはならない。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA) グローバルサプライチェーンにおける倫理的かつ責任あるビジネス慣行の促進を目的に、労働基準、健康と安全、環境、ビジネス慣行に関する情報の共有と確認を行なう世界最大規模の協働プラットフォーム
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

² 団体交渉とは、(文章による)団体協約という手段によって雇用条件を確立するために行う使用者と労働者組織との自由意志による交渉をいう。

判定基準 1.4.2 児童労働

指標	基準
1.4.2.1 児童 ³ 労働 ⁴ の発生件数	0 件
1.4.2.2 若年労働者 ⁵ の保護 ⁶ されている割合	100%

根拠:

児童は身体能力、知識と経験の不足により、経済的搾取の対象として被害を受けやすい。児童と若年者の健全な発達のためには、教育、遊びその他の適正な時間が必要である。したがって彼らはその身体と精神の健全性にとって有害な⁷時間と条件で労働⁸に従事してはならない。児童労働の廃止は、ILO「労働における基本原則と権利に関する声明」の基本原則の一つである。本節で取り扱う児童労働の規則と定義の支持とは、ILOおよび国際会議で児童と若年労働者の保護のための主要分野として認識されることの遵守を意味する。

追加情報:

正規労働者の最小年齢は通常 15 歳だが、ILO 条約第 138 号で発展途上国による例外として承認されている国では 14 歳とする。その国で認められた法的な最小年齢が 16 歳以上の場合、その国の法的最小年齢が適用される。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.3 強制、拘束、奴隷労働

指標	基準
1.4.3.1 強制 ⁹ 、拘束、奴隷 ¹⁰ 労働の発生件数	0 件

根拠:

強制労働(奴隷制度、役身折酬、人身売買など)は世界の多くの産業と地域で重大な懸念事項とな

³ 児童とは、15 歳未満をいう。ただし当該地域の最低年齢に関する法律が労働または義務教育に関し、15 歳以上を規定している場合、その年齢を適用する。ILO 第 138 回総会での発展途上国に対する例外措置に基づき、認められている国では最低年齢を 14 歳としてもよい。

⁴ 児童労働とは、児童の定義年齢の上限より若い児童による全ての労働。

⁵ 児童の定義年齢と 18 歳以下との間のすべての労働者を指す。

⁶ 若年労働者は、健康と安全に有害な条件に晒されていないこと、労働により教育が阻害されないことが求められ、また 1 日の就学・就業時間(移動時間を含む)の合計が 10 時間を超えてはならない。

⁷ 人の健康に対して危険性をおよぼす可能性のある行為を指す(例えば、安全装置なしで銃器の操作に当たること、防護服などを身につけずに有害物質を取り扱うこと)

⁸ 労働者の健康や安全性を害したり、モラルに反する可能性のある労働に従事させること(例えば、労働者の身体サイズに不釣り合いな重量の持ち運び、重機械の操作、有害物質への暴露)。

⁹ 当人の自発的意思に基づかない処罰の代償として、または債務返済のために共用される処罰の代償として労働者から搾取されるすべての労働またはサービスを指す。処罰には、金銭的制裁、身体的処罰、または権利および特権の剥奪、もしくは行動の制限(例えば身分証明書の留保)を含む。

¹⁰ クレジット機関への借金返済のため、雇用者または債権者によって課せられる労働を指す。

っている。あらゆる形態の強制労働や奴隷労働の廃止は、ILO「労働における基本原則と権利に関する声明」の基本原則の一つである。契約が明瞭で労働者が理解できるようにすることは、労働が強制的ではないと確認するために必須である。労働者が自由に職場を離れることができない、または雇用者が労働者の身分証明書原本を保持することは、雇用が本人の意思によるものではない可能性を示唆する。これらの方針を支持することは、飼料工場が強制、拘束、奴隷労働的圧力を用いていないことを示すだろう。

他の基準での関連項目：

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.4 差別¹¹

指標	基準
1.4.4.1 包括的 ¹² かつ積極的な差別禁止に関する方針ならびに実践に関する証拠	必要
1.4.4.2 差別の発生件数	0件

根拠：

雇用と業務に関する限りにおいて差別を廃止することは、ILO「労働における基本原則と権利に関する声明」の基本原則の一つである。人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的指向、組合への加盟、政党への所属、その他差別の要因となりうる条件に基づいた労働者の不平等な取り扱いは、労働者の人権侵害である。加えて、労働環境にはびこる差別は貧困や経済発展のスピードに悪影響を与えうる。

飼料工場は公式な反差別方針、同一労働同一賃金の方針、さらには実効的手法で差別に関する苦情に対する受け付け、申し立て、対応を明記した手順をもって、平等的取り扱いを遵守することを示さなければならない。

追加情報：

「肯定的」差別(特定の労働者集団の権利と健康を保護するための特別措置、歴史的に不利な立場にあった集団に対する機会の提供など)は容認され、妊娠・出産や積極的優遇措置のような課題と関連した法律が必要となる場合もある。

他の基準での関連項目：

¹¹ 差別とは、機会と待遇に関する不平等と助長する区別、除外または選り好みを指す。必ずしもすべての区別、除外、選り好みは差別とはならない。例えば、能力または成績に基づく昇給または賞与など。国によっては、少数民族を優先的に扱う肯定的差別を合法とする場合もある。

¹² 雇用者は、自社が人種、階級、出身国、宗教、障がい、性別、性的志向、組合への加盟、政党への所属、年齢または差別を生じるその他の条件に基づき、雇用、報酬、研修機会、昇進、解雇または退職に関与することなく、またはこれらを支持することもないということを記した文書による差別禁止方針を保持していること。

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.5 労働環境の健全性と安全性

指標	基準
1.4.5.1 健康と安全に関するリスク評価を行い、予防措置を取っている証拠	必要
1.4.5.2 毎年の健康と安全に関する慣行、手順、方針に関する研修を受けた労働者の割合	100%
1.4.5.3 労働者が個別防護器具を実効的に使用している証拠	必要
1.4.5.4 全ての健康と安全に関わる事故や違反が記録され、必要に応じて是正措置がとられていることを示す証拠	必要
1.4.5.5 国内法により補償されない場合、仕事に関連した事故やケガの労働者の費用負担に関する雇用者の責任もしくは保険を示す証拠	必要

根拠:

安全で健康的な労働環境は労働者を怪我から守るために必要不可欠である。労働者に対する主たるリスクのひとつは、事故や怪我に起因する危険である。労働者に対し健康と安全な作業慣行についての首尾一貫した実効的な研修を定期的実施することは重要な予防策となる。事故や怪我、違反事項が発生した際、会社はそれを記録し、事故の根本原因を識別するための是正処置を行い、正しく設定し、同様の事象が将来起こらないよう手順を踏まなければならない。これは違反と長期的な健康と安全に対するリスクに備えるものである。

業務上の事故や怪我には雇用者に責任が発生することが多くの国内法で定められているが、すべての国ではないし、またすべての労働者がそれらの法の対象となっているわけではない(例えば、移住者や他の労働者)。国内法で保証されない場合、雇用者は業務上の事故や怪我が発生した際には労働者の費用負担を全額保証する保険をかけていることを証明する必要がある。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000
- GLOBAL G.A.P 配合飼料製造に関する基準
- BAP 飼料工場基準

判定基準 1.4.6 賃金

指標	基準
1.4.6.1 労働者の基本賃金 ¹³ (残業代とボーナスを除く)が国の最低賃金 ¹⁴ を下回る労働者の割合	0%
1.4.6.2 雇用者が生活給 ¹⁵ の支払いに向けて取り組んでいることを示す証拠	必要
1.4.6.3 賃金設定の透明性に関する証拠	必要

根拠:

賃金と賃金設定の過程は ILO の基本原則の重要な要素である。このため、労働者の基本賃金が法律による最低賃金を満たしていること、および便利な方法で労働者に支払われていることの重要性を、この基準の中で強調することは重要である。残念なことに、最低賃金は多くの国で労働者の基本的必要性を満たしていない。不公平で不十分な額しか受け取っていない労働者は恒常的な貧困に陥りやすい。それゆえ、社会的に責任ある雇用者は基礎的必要賃金を支払う、またはその額を目指すことが重要である。基礎的必要賃金の計算は複雑であることが多く、故に基礎的必要賃金がどうあるべきかを査定する際は、労働者やその代表と話し合うか、信頼にたる情報を集めることが重要である。

認証を取得した飼料工場はまた、明快で透明性のある賃金設定法ならびに賃金に関連する苦情や問い合わせに対応する労働紛争解決方針を設定、公開し、公平公正な賃金に対する約束を示してもよい。明快かつ透明性のある方法で記述したこれらの方針があることで、労働者は最低でも基礎的必要性を満たすであろう公平公正な賃金について実効的に交渉する権限を持つことになるだろう。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.7 下請けを含む契約(労働)

指標	基準
1.4.7.1 契約 ¹⁶ を交わしている労働者の割合	100%
1.4.7.2 仕入先および委託先の従業員の社会条件が、飼	必要

¹³ 基本賃金とは、標準的な週労働時間(48時間以下)に対する賃金

¹⁴ 法律で最低賃金が定められていない国では、基本給は業界の標準最低賃金を満たすこと。

¹⁵ 生活給とは、住居、食物および交通費を含む個人または家族の基本的需要を賄う賃金。法律で規定される最低賃金と異なる概念であり、最低賃金が必ずしも労働者の生活給を上回るとは限らない。

¹⁶ 労働提供のみの契約関係や虚偽の見習い契約は認められない。これには退職金または同等の報酬の支払いを行わないリボルビング式、継続的な労働契約も含まれる。労働提供のみの契約関係とは、正規賃金の支払いや法的義務のある福利厚生を回避する目的で、正式な雇用関係を確立せずに、労働者を雇い入れる慣行を指す。虚偽の見習い契約とは、契約に基づき期間または賃金規定もなく見習いという条件のもと労働者を雇い入れる慣行で、不当な低賃金の支払い、法的義務の回避や未成年の労働者雇用などを目的とするものを指す。

料工場所有者の雇用従業員のそれと同等であることを保証する方針に関する証拠	
--------------------------------------	--

根拠:

雇用者と被雇用者との間の雇用関係に透明性と公平性を確保するために、公正な契約関係が必要である。短期の臨時雇用契約は認められるが、福利厚生費の支払いやその他の権利を拒否するために利用することはできない。特定のサービス(潜水作業、清掃、保守点検など)のために他社と契約を結ぶ場合には、契約を結んだ派遣労働者および派遣企業が、社会的責任をもって事業を行っていることを確かめる方針と仕組みを持っていることでも構わない。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.8 紛争解決

指標	基準
1.4.8.1 労働者が実効的で、公平で、機密性のある苦情手続きを利用できるという証拠	必要
1.4.8.2 90 日以内に扱った苦情が対処 ¹⁷ されている割合	100%

根拠:

会社は、労働者が提起した苦情を気密性をもって処理し、解決することのできる明確な紛争解決方針¹⁸を保持しているものとする。労働者はその方針とその活用法に通じていなければならない。紛争と苦情の定期およびそれらへの対応を追跡するために、かかる方針が必要である。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.9 懲罰

指標	基準
1.4.9.1 過度あるいは虐待的な懲罰の事例	0 件
1.4.9.2 労働者の改善を目的とした機能的な懲罰行為方針に関する証拠	必要

¹⁷ 会社の苦情処理手続きを通じてその内容が認識、受領され、必要に応じて是正措置が講じられること。

¹⁸ 判定基準 3.8 を参照

根拠:

職場における懲戒の正当性は、不適切な行為を是正し、労働者の行動とパフォーマンスを効率的な水準に保つことである。しかしながら虐待的な懲罰は労働者の人権を侵害しうる。懲罰の目的は常に労働者の改善に置かれること。罰金または基本賃金の控除は労働に対する懲戒の手法としては容認されない。認証を取得した飼料工場は、労働者の肉体的、精神的¹⁹の健康または尊厳に悪影響を与える、脅迫的、屈辱的または虐待的な懲罰行為を決して用いてはならない。

追加情報:

懲罰行為が必要な場合、口頭または書面による前向きな忠告が推奨される。目的は常に労働者の改善であり、解雇は最終手段であること。賞与、奨励金、研修や昇進の機会に関する方針は明示され理解され、恣意的に用いてはならない。罰金と基本賃金の控除は懲罰行為として容認されることはない。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.10 労働時間と残業

指標	基準
1.4.10.1 労働時間 ²⁰ および残業法に関する事故、違反、乱用	0 件
1.4.10.2 残業は制限され、自発的 ²¹ で、特別手当が支払われ、例外的な条件に限定されること	必要

根拠:

残業の乱用は多くの産業と地域で蔓延する課題である。長時間残業に服している労働者は、結果として仕事と生活のバランスを崩し、疲労に関係した事故に遭う率が高い。認証を取得した飼料工場では、より良い管理方針に従い、労働者は週所定労働時間を超えた労働(規定のガイドラインの範囲内)が容認されているが、その報酬は割増賃金率に応じて支払われるものとする。残業の影響は、休暇、勤務時間および上記の割増賃金²²に関する基準によって補償されるべきである。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)

¹⁹ 言葉による虐待、隔離、性的または人種的嫌がらせ、脅迫または物理的暴力をほのめかした脅しをはじめとする意図的な権利の行使を特徴とする。

²⁰ 当該地域の規定が国際的な勧告(正規の勤務時間は48時間、残業は12時間)を超える場合、国際的基準を適用する。

²¹ 包括的な労働協約で事前に合意されている場合の残業の強制は認められる。

²² 正規の労働時間の賃金に比べて高い支払い率。国の法規や業界標準に従うこと。

- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.11 教育と研修

指標	基準
1.4.11.1 会社は全ての労働者の教育プログラムを奨励・支持していることを示す証拠	必要

根拠:

教育と研修は企業にとっても有益であり、従業員にとっても所得を増やす可能性がある。人的資本の開発は、企業の利益になる場合は奨励されるべきである。学費または教科書代の補助、試験前の休暇などの奨励策を提供すべきである。研修は、労働者が所定の期間、企業に留まるという約束を条件として提供することができる。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.4.12 社会的責任に関する企業方針

指標	基準
1.4.12.1 ASC責任ある飼料基準に沿った企業レベル ²³ の方針の提示	必要

根拠:

認証を申請する特定の現場が一連の確固たる社会的条件と労働条件を満たすことだけでなく、所有する企業もまたASC責任ある飼料基準に従い、既出の重要課題に対する全体方針を保持していなければならない。これらの方針は当該企業のすべての事業に適用されなければならない。

他の基準での関連項目:

- Supplier Ethical Data Exchange (SEDEX) Members Ethical Trade Audit (SMETA)
- ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI) SA8000

判定基準 1.5 原料調達

これらの判定基準の目的は飼料製造に使用される原料が責任をもって管理された製造システムか

²³ 認証を申請する現場が位置する国や地域内の企業の本社によるもの。

ら調達されていることを確保することにある。

判定基準 1.5.1 リスク評価

指標	基準
1.5.1.1 飼料原料の購入に関し責任ある原料調達方針を 書面化し公開していること	必要
1.5.1.2 原料調達が全てのスタッフ、全ての仕入先に伝達 されていることを示す証拠	必要
1.5.1.3 最終製品の重量において1%より多い全ての飼料 原料についてリスク評価を行っていること	必要
1.5.1.4 リスク評価が公開すること	必要
1.5.1.5 公開されたリスク評価に基づき、企業および仕入 先が原料調達方針に準拠しているかの評価	必要
1.5.1.6 原料調達方針に適合しない項目は全て期限付き の活動計画を通じて対処していることを示す証拠	必要

根拠:

水産用飼料は世界各地のサプライチェーンから供給された様々な原料から作られる。これらの原料が責任ある管理された製造システムから確実に調達できるよう、飼料工場は責任ある原料調達方針を作成し、そのサプライチェーンにおける体系的なリスク評価を行うべきである。この方針には供給業者(児童労働など)、企業の所在地(地政学的課題など)、そしてこの飼料原料(特定の原材料を生産するための環境影響など)に関する社会的、環境的問題を含んでいなければならない。

他の基準での関連項目:

- ISO26000 社会的責任
- BAP 飼料工場基準

判定基準 1.5.2 トレーサビリティ

指標	基準
1.5.2.1 飼料原料 ²⁴ が最終製品の販売地点から個々の原料の購入地点まで、自社内のトレーサビリティと処理手順も含め、さかのぼれる効果的なトレーサビリティシステムがあること	必要

根拠:

世界の複雑なサプライチェーンを取り扱う際、原料をその起源まで遡れるシステムがあることが必須

²⁴ これはすでにトレーサビリティに関して設定された既存の要件がある飼料原料(海産原料、大豆、パーム油)に対するもので、より詳細なトレーサビリティが求められる(該当する判定基準で記載)。

である。問題が起こり、原因となる材料を識別し隔離する必要性が生じた際に、そのようなシステムは極めて重要となる。これは最終消費者の安全を守るのに役立つだけでなく、飼料工場にとっての財政的損失や評価の低下を最小化することにも繋がる。理想的には原料は飼料工場からその原料が生産された場所まで遡れるべきだが、残念ながら実際に達成するのは困難である。これはサプライチェーンにおける主要な当事者から得られるデータが不足しているような場合もあれば、トレースバックを困難とさせる性質が生産過程に内在する場合(複数回の圧搾や精製工程を行う製品など)もあるだろう。そのような場合であっても、飼料工場はサプライチェーンにおいて一段階遡り、かつ可能なら更に先にトレースバックするよう努めなければならない。

追加情報:

飼料工場は、リスクが高い飼料原料(海産物、パーム、大豆)に適用される判定基準 X、Y、Z で特定されるより厳格なトレーサビリティの要件を守らなければならないのはもちろんのこと、すべての飼料原料についても同レベルのトレーサビリティを達成するよう努力することが強く推奨される。

他の基準での関連項目:

-

判定基準 1.5.3 遺伝子組み換え

指標	基準
1.5.3.1 遺伝子組み換え ²⁵ 原料(総重量の1%より大きいものについて)を含む飼料を判別するシステムが存在すること	必要

根拠:

遺伝子組み換え原料の生産と使用は世界的に増加しており、世界の大豆生産のおよそ79%は遺伝子組み換えしたものであり、同様にトウモロコシは30%、ナタネは24%である²⁶。これらの原料は広く使われているにもかかわらず、多くの消費者は長期的な影響に疑念を抱いており、避けようとしている。よって遺伝子組み換えが行われた養殖生産物または遺伝子組み換え原料を摂取した養殖生産物を判別する必要がある。飼料工場はそれゆえ購入先から遺伝子組み換え製品を購入したかを把握しておく必要があり、自身の製造過程から飼料となるまでを遡るシステムを持っていないといけない。これは飼料に遺伝子組み換え原料を含むかどうかの顧客の要求を満たすために必要となる。

他の基準での関連項目:

-

判定基準 1.6 製品の影響

²⁵ 遺伝子組み換えとは...

²⁶ International Service for the Acquisition of Agri-Biotech Applications (2013) Brief 46: Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops: 2013

判定基準 1.6.1 栄養塩の排出

指標	基準
1.6.1.1 別紙 3 のガイドラインに従い、飼料の使用から生じる窒素およびリンの水域への潜在的排出量を算出すること	必要
1.6.1.2 栄養塩の水域への潜在的排出量の計算値 (1.6.1.1)が、ASC 基準に従い認証を取得しようとする養殖場に対し公開されていること。	必要

根拠:

餌の食べ残しや代謝副産物として養殖生け簀周辺の水域に窒素とリンが排出される。適切に管理しないと、水中または水底の生態系に重大な変化を引き起こす。飼料会社は、特定飼料の栄養構成と消化率をもとに栄養塩の排出評価を算出し、自社の飼料を使用することによる地域環境への潜在的影響を自身の顧客に理解を深めてもらうことができる。

他の基準での関連項目:

-

判定基準 1.7 地域コミュニティとの連携

以下の判定基準の目的は、飼料メーカーが周辺のコミュニティと積極的な関係をもち、製造過程が近隣に与える影響を把握することである。

判定基準 1.7.1 コミュニティとの会合

指標	基準
1.7.1.1 定期的に意味のある会合に地域コミュニティの代表、組織が参加していることを示す証拠	必要
1.7.1.2 運営が直接地域コミュニティに与える潜在的影響を識別する評価を書面で作成すること	必要
1.7.1.3 地域コミュニティに対する悪影響を、回避、軽減、補償する努力を行っていることを示す証拠	必要
1.7.1.4 コミュニティからの苦情を記録し、それに対する是正措置がとられること	必要

根拠:

地域コミュニティと連携することで、潜在的なリスク、影響や紛争を事前に判別する機会が得られる。また問題が発生しても民間的アプローチで対処し強固な関係を築くことにも繋がる。飼料工場は地域コミュニティに対する悪影響が発生するのを防ぐために必要なすべての予防策を講じることが期待される。事案が発生した場合、飼料工場は適切評価手続き(due diligence)を行い、公明正大で透明

性のある方法で問題に対処しなければならない。

他の基準での関連項目：

-

判定基準 1.8 特定の要求事項を伴う原料の取り扱い

ASC 責任ある飼料基準は、責任性や持続可能性に特定の要求事項を伴う原料の取り扱いについて 3つのモデルを採用している。「セグリゲーション(Segregation)」、「マス・バランス(Mass Balance)」、「ブック・アンド・クレーム (Book & Claim)」である。これらのモデルの定義は XXXXXXXX に記載されている。これらの判定基準は、すべての加工・流通管理(Chain of Custody)モデルが書面で管理され、本基準の中での使用法を定義づけることを目的としている。

判定基準 1.8.1 セグリゲーション

指標	基準
1.8.1.1 飼料原料について持続可能性に関する要求項目の有効性を確認した書類	必要
1.8.1.2 特定の持続可能性に関する要求項目をもつ飼料原料がそのような要求を持たない他の同様の飼料原料とは物理的に隔離されていることを示す証拠。これは飼料工場の制御下にあるその他のいかなる段階も含まれる。	必要
1.8.1.3 持続可能性に関する要求項目をもつ飼料原料の仕入先が隔離に関する加工・流通管理モデルに従っていることを示す証拠	必要

根拠：

この基準は飼料生産者が認証取得した養殖場に製品を届けることを考慮しており、そこでは特定の持続可能性に関する要求事項をもつ飼料原料が、飼料工場が使用するであろう他の原材料と隔離されている。基準は原材料とその加工品が確実に隔離されることを意図している。

判定基準 1.8.2 マス・バランスおよびブック・アンド・クレーム

指標	基準
1.8.2.1 飼料原料について持続可能性に関する要求項目の有効性を確認した書類	必要
1.8.2.2 特定の持続可能性に関する要求項目をもつ飼料の売り上げと、購入した当該の飼料原料(またはクレジット)の投入量とを比較する会計システム	必要
1.8.2.3 飼料原料の購入と持続可能性に関する要求項目	最低 3 年間

をもつ飼料の売上に関する記録の保持	
1.8.2.4 別紙 3 に記載された原則に従っていることを示す証拠	マス・バランスまたはブック・アンド・クレームモデルが使われている全ての場合において
1.8.2.5 クレジットは ASC が認識している貿易プラットフォームを通じて購入すること	帳簿と要求事項のモデルが使われている全ての場合において

根拠:

特定の原材料の流通に関し、様々な環境に由来するものを隔離して管理することは、すべてのバリューチェーンにおいて物流コストを著しく増加させる。そのような場合、マス・バランスシステムとブック・アンド・クレームは、セグリゲーションのコストが莫大となる原材料の流通において、責任ある生産を支援しまた活性化することができる。

原則2 責任ある海産原材料の調達

第一草案の原則 2 および 3 では、様々な判定基準において「XX%」という表記がある。これは検討事項であり、基準が作成途上であることを意味する。

要望: 運営委員は全ての関連するステークホルダーに対し、これらの水準値(%)とその根拠を提供することを要望する。

用語の定義

- 仕入先 (supplier): 魚粉と魚油の製造業者

判定基準 2.1 飼料用天然魚の使用(副産物については後述)

判定基準 2.1.1 漁業管理に関する枠組み組織

指標	基準
2.1.1.1 ASC の飼料として使用される全ての海産原材料に関して、ISO17065 に完全認定された認証プログラムの一貫として FAO の責任ある漁業の行動規則の基本的な条項に従っている、または漁業改善プロジェクトを実施中とみなされる漁業からのみ仕入先が魚を調達することを申請者は確認すること	本基準への準拠の第一段階は、IFFO RS 基準またはそれに相当するものに承認された漁業から原材料の XX% 以上を調達することである。残りはマルチ・ステークホルダー型の漁業改善プロジェクト(要定義)由来でもよい。
2.1.1.2 仕入先は漁業管理目標をたてその漁業資源と生態系の長期的な保全と持続可能な利用を推進する漁業からのみ、餌魚を調達していることを確認すること	必要
2.1.1.3 仕入先は、資源利用の目標が設定される以前に、漁業全体がその魚の分布域全体にわたる全資源に関連し、かつ総漁獲量およびその種の生物学的知見を考慮した管理の枠組みを持っていることを確認すること。	該当する漁業について、持続可能なあるいは代替の目標、および限界管理基準点を設定し、資源の大きさと生産性に関連した不確実性、既知の漁獲死亡率、環境への漁業による影響を考慮すること。ある程度の確実性がある管理点を設定できない漁業は該当しないが、それはイカのように 1 年ないしは 2 年で個体群の置換が起こると認識されている種についてであろう。
2.1.1.4 その漁業に関して 2 つ以上の資源管理システムがある場合、国内か国際的かに関わらずその機関の間で十分	必要

な交流があり、水産資源の保全と持続可能な利用を対象とする共通の管理目標を推進していることを確認すること。	
2.1.1.5 漁業管理機構により認可された漁獲圧は公的な科学的組織によって提供された直近の科学的情報に従い設定されていること	必要

判定基準 2.1.2 海産原材料の調達要件の改善

指標	基準
2.1.2.1 ISEAL の基準設定規範に従って定められた基準の認証を受けた漁業から、原料として利用される魚の割合を増加させることを保証するため、合意された機関に従い申請者は海産原材料の調達計画を設定すること。その基準は低次の栄養段階にある種の管理とそれに依存する捕食者個体群の保護のための特定の条項を含む完全なエコシステムアプローチに基づくものであること。	<p>基準発行から 5 年以降で</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕入れる魚の XX% は MSC 認証漁業(もしくはそれに相当する漁業)からとする XX% までは承認された FIP 由来でもよい 残りは IFFO RS 基準(もしくはそれに相当する基準)のもと承認された漁業由来とすることができる
2.1.2.2 申請者は原料として使われる魚全てが ISEAL の基準設定規範に従って設定された基準の認証を受けた漁業からとすることを保証する。その基準は低次の栄養段階にある種の管理とそれに依存する捕食者個体群の保護のための特定の条項を含む完全なエコシステムアプローチに基づくものであること。	<p>基準発行後 10 年以降で</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕入れる魚の XX% は MSC 認証漁業(もしくはそれに相当する漁業)からとする

判定基準 2.2 副産物の魚の飼料としての使用

指標	基準
2.2.1 以下のカテゴリーに該当する魚種由来の副産物を飼料原料として使用していないことを仕入先が保証すること。 <ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧 1A 類(CR) 絶滅危惧 1B 類(EN) 絶滅危惧(Threatened) CITES もしくは国内法を含む他のリスト 	必要(原文では None)
2.2.2 仕入先は副産物原料が IUCN レッドリストの絶滅危惧 2 類(VU)に指定された魚種由来でないことを保証すること	必要

と。ただし、その副産物が、継続的に漁獲に対する資源量評価を行い、資源状態の変動に応じて漁獲調整を行う漁業管理計画をもち、かつ FAO CCRF および FAO ガイドライの主要な条項と一致する漁業で、個別の系群からの漁獲由来である場合は除く。	
2.2.3 仕入先は副産物が病気や事故による大量死を起こしていない養殖事業由来であることを示す証拠を提示すること。	必要
2.2.4 もし仕入先が養殖場から副産物の供給源として原料を直接調達する場合、抗生物質の使用が、承認された養殖魚の健康とアニマルウェルフェアの要件を満たし、休薬期間を経ていること。	たとえ適切な国の機関によって承認されていても、世界保健機関 WHO によって極めて重大・重要と分類される抗生物質の使用は不可

判定基準 2.3 IUU および破壊的漁獲方法の防止

指標	基準
2.3.1 仕入先は餌魚であろうが副産物であろうが、魚粉魚油の生産に使用される全ての海産原材料は、合法的に操業し管理された漁業由来である証拠を提示できること。	必要
2.3.2 仕入先は違反に対し罰則を科せられる強制力のある法規制のある漁業から餌魚および副産物魚を調達していることを示す証拠を提示できること。	必要

判定基準 2.4 原料に関する工場のトレーサビリティ

指標	基準
2.4.1 仕入先は魚から漁業および漁船までさかのぼるプロセスを現場で示せること。(記録は2年間保管すること)	必要
2.4.2 仕入先は製品ごとに水産原料の起源を供給している水産加工業者または取扱業者まで、種ごとにあるいは、種混合の場合は受け取ったロットごとにさかのぼれること。	必要
2.4.3 仕入先は製造した魚粉魚油のロットごとに、製造取り扱いの各段階でのトレーサビリティを含め、販売から原料購入までさかのぼれるシステムを持っていること。	必要
2.4.4 仕入先は魚(whole fish)の積送品ごとに、漁船からの詳細を記録していること。記録には少なくとも以下の項目が含まれていること： <ul style="list-style-type: none"> ● 漁船名、認識番号、コールサイン、法定所有者、 	必要

<p>名称および住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の漁業活動(099)を営むための許可証 ● 施設に荷を下ろした日時 ● 荷下ろした魚種と量 ● 漁獲が行われた漁業活動の場所と日付 ● 用いられた漁法 	
<p>2.4.5 仕入先は副産物である魚原料の積送品ごとに、詳細を記録していること。記録には少なくとも以下の項目が含まれていること:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加工場の名称 ● 製造年月日 ● カテゴリー(天然/養殖など) ● 種 ● 想定される供給漁業(2つ以上でもよい) 	必要
<p>2.4.6 仕入先は魚粉魚油両方について、少なくとも年1回以上、マニュアル化した内部監査を通じてロット管理とトレーサビリティシステムの有効性を検査すること</p>	必要
<p>2.4.7 仕入先は原料カテゴリーごとに由来するすべての魚粉魚油の量を検証、記録するために、準拠・非準拠の原料数量に加え、マス・バランス算出高の演習を少なくとも1年に1度行うこと。</p>	原料種カテゴリーごとに1回の評価
<p>2.4.8 仕入先は全ての養殖由来の魚粉と魚油が非養殖由来の原料と区別されており、魚粉と魚油には元となる養殖がラベルで明示されていることをその場で確認できること。加工の前後で他の原料と混合された場合、その状況も明示すること</p>	EU規則 811/2003 もしくは適切な国の規則に従うこと

判定基準 2.5 社会的経営責任

指標	基準
<p>2.5.1 仕入先は魚粉魚油製品を批准された ILO 協定全てに従って製造することを確約する書面化された方針を持っているという証拠を提出することができる。</p>	必要
<p>2.5.2 申請者は仕入先が以下の分野全てについて、詳細を記した社会的経営責任方針を持っていることを確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童労働が行われていない 	全ての要件を含む

<ul style="list-style-type: none"> ● 強制労働が行われていない ● 安全で衛生的な労働環境 ● 結社の自由、集団交渉の権利、紛争解決 ● 性的志向、人種、性別、障がいによる差別がない ● 過酷な、非人道的な扱いが行われていない ● 労働時間が国の定めに従っている、各労働者が雇用の内容および条件書を所持している 	
<p>2.5.3 仕入先は独立した第三者機関による検査を年1回以上受け報告書を受け取っていることを示す証拠を提出すること。検査は社会的経営責任の要件を満たし、不適合な項目は適切な対策が取られていることを確認するためである。</p>	1つの行動計画に対し1つ以上の検査
<p>2.5.4 仕入先は全ての原材料が、社会的経営責任および福祉に関する国内および国際制度に反し、起訴／告訴されたことがない漁船・工場から調達していることを示す証拠を提供できる</p>	必要(原文では None)
<p>2.5.5 仕入先は魚体(whole fish)を供給する漁船が、基準設定および漁船内での社会問題に対処するISEAL規範に準拠している基準の認証を受けていることを示す証拠を提供できること</p>	基準発行後10年後に、供給船が基準の認証を受けていること

判定基準 2.6 環境上の経営責任

指標	基準
<p>2.6.1 仕入先は以下の全ての項目を含む環境方針に関する書類を作成していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬品、生物系廃棄物、物理的廃棄物の廃棄が国の規則に従っている ● 臭気の排気、排ガスが国の規則に従っている 	必要
<p>2.6.2 仕入先は汚水および排ガスに関する自身の環境方針に従っている証拠を提示すること</p>	必要
<p>2.6.3 仕入先は、自身の環境方針がその国の規則に適合していることを独立した第三者機関による検査を根1回以上受け報告書を受け取っていることを示す証拠を提出すること。</p>	関連する活動計画に関し1回以上の検査
<p>2.6.3.1 不適合が指摘された分野は改善の活動計画が立てられている</p>	適用される場合

2.6.3.2 全ての活動計画は国の監督省庁によって承認されている	適用される場合
2.6.4 仕入先は全ての原材料が環境行政に関する国内および国際規則に反し、起訴／告訴されたことのない漁船・工場から調達していることを示す証拠を提示すること	必要(原文では None)

原則3 陸上植物原料の責任ある調達

第一草案の原則 2 および 3 では、様々な判定基準において「XX%」という表記がある。これは検討事項であり、基準が作成途上であることを意味する。

要望: 運営委員は全ての関連するステークホルダーに対し、これらの%の水準値とその根拠を提供することを要望する。

判定基準 3.1 関連する第三者認証制度が利用可能な場合の原料に関する要件

判定基準 3.1.1 大豆および大豆関連原料に関する要件

指標	基準
3.1.1.1 飼料中の大豆および大豆関連原料が責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)、ProTerra もしくはそれに相当する基準の認証を受けている割合	<ul style="list-style-type: none"> ASC 責任ある飼料基準発行後 3 年以内に XX% ASC 責任ある飼料基準発行後 5 年以内に XX%

判定基準 3.1.2 パーム油またはパーム油関連原料に関する要件

指標	基準
3.1.2.1 飼料中のパーム油もしくはパーム油関連原料が持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)もしくはそれに相当する基準の認証を受けている割合	<ul style="list-style-type: none"> ASC 責任ある飼料基準発行後 3 年以内に XX% ASC 責任ある飼料基準発行後 5 年以内に XX%

要望:

大豆とパーム油由来の原料は、水産用飼料の主要な原料となっている。原材料(大豆とパーム油)の生産には、早急に取り組む必要がある多くの環境上、社会上の懸念事項がある(森林伐採・裸地化、化学肥料の使用、除草剤・殺虫剤の使用、水の使用、在来コミュニティの立ち退きなど)。責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)、Proterra、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)は、信頼性の高い CoC 制度をもった第三者認証制度であると認められている。

判定基準 3.2 第三者認証制度が存在しない原料に関する要件

指標	基準
3.2.1 判定基準 1.5「原料調達」の全ての項目に準拠すること	100%

要望:

原料となるすべての陸上植物の大多数は、持続可能性に関する有効な制度が存在しないものの、

主要な環境上と社会上の懸念事項は存在する。これらの制度がないために、飼料工場がCoC認証を通じてトレーサビリティを実行するのは不可能となっている。

運営委員は農業の影響を十分理解しているが、制度がなくトレーサビリティが確保できない現況では、高水準の指標を設定することは現実的ではない。それゆえ工場は原料に関するリスク評価を行い、サプライヤー規範が実行されていることが推奨される。

原則4 陸上動物原料の責任ある調達

水産飼料用に使用される陸上動物由来の原料は大きな可能性を持っている。そのため運営委員会は陸上動物原料に関し技術作業部会に移譲した。

この部会は産業関係者から4名、非産業関係者から4名で構成される。

この部会は以下のことを行った。

- 水産用飼料向けに生成した動物由来の製品は、現在、国や地域の食料安全に関する要件によって規制されている。
- 技術作業部会または運営委員会が把握している環境あるいは社会的認証制度は存在しない。

精製する前に動物製品のトレーサビリティを保持することは、血液や羽毛などの副産物が混在するため、極めて困難である。結果として、副産物のために動物の生産施設まで遡るトレーサビリティを保持することは困難で、よって環境及び社会上の条件を設定することは困難と思える。

現在、運営委員会は精製工場における環境と社会に対するよい慣行(グッド・プラクティス)に関心はあるが、現実的な解決案が出されるまでは何らかの将来的な条件と定義したい。すべての動物原料は、この基準の条件のもとでリスク評価の対象となるだろう。

運営委員会は全ての関連するステークホルダーにこの複雑な案件に対する解決策の提案を求めた。

判定基準 4.1 陸上動物原料に関する要件

指標	基準
4.1.1 基準 1.5「原料調達」の全ての項目に準拠すること	100%

別紙1:GHG の計算

アセスメントは GHG Protocol Corporate Standard もしくは ISO 14064-1(下記参照)のいずれかに基づいて行う。これらは一般的に受け入れられた国際的基準であり、互いに一致している点が多い。両者とも規範的というほどではないものの高度に作られていて、企業に操業時の排出量を算出する最善策を決定する際に、多少だが柔軟性を持っている。

もし企業が ASC サケ基準の要件よりハイレベルを求め、この評価を企業全体にわたって実施することを望むのであれば、このプロトコルすべてを適用すればよい。認証審査を行う現場に限って評価を行う場合、飼料工場は下記の点について GHG プロトコル事業者基準もしくは ISO14064-1 またはその両者の基準に従う。

- 妥当性、完全性、透明性、一貫性、正確性に関する算定原則
- 操業範囲の設定
- 排出量の経年的排出
- GHG 排出量の報告

活動境界に関して、飼料工場はアセスメントに以下の項目を含めること。

- スコープ1 排出: 飼料工場が所有もしくは管理している発生源からの直接排出。例えば、飼料工場がディーゼル発電機を所有している場合、スコープ1に該当する。飼料工場が所有または運行するトラックも同様である。
- スコープ2 排出: 購入した電気、暖房、冷房の生成を原因とする排出

算出の数量化は活動データ(例えば、消費した燃料の分量または kwh)に排出係数(例えば、Co₂/kwh)を乗じることによって行う。非二酸化炭素ガスについては、ついで非二酸化炭素ガスを同等の二酸化炭素ガスに添加するために「地球温暖化係数(GWP)を乗じる必要がある。GHG プロトコルも ISO も排出の数量化について特定の方法を求めている。そこで ASC は排出の数量化について追加的に下記の情報を提供する。

- 飼料工場は使用した排出係数とその出所を明確に書類に記録する。推奨する出所には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が含まれ、またアメリカ合衆国環境保護庁(USEPA)のような政府機関が提供した係数も推奨に値する。会社は入手できる排出係数を調査し、自社の状況を最も正確にあてはまる係数を選定し、その選定結果をありのままに報告する。
- 飼料工場は使用した GWP とその出所を明確に書類に記録する。推奨する出所については IPCC の第 2 回目の評価報告書が含まれる。これらは京都議定書とこれに関連する方法に基づいている。さらに最近の評価報告書が公表されていればそちらのほうが望ましい。

参考文献(この基準公表の時点で適切であったもの):

省略(原文参照)

別紙2：廃棄物の定義

廃棄物の種類

廃棄物の種類	定義
危険性が高い	発生場所における国内制度によって定義されるもの
危険性が低い	排水を除く、固形または液体の廃棄物のその他全ての形態

廃棄物の処理方法

処理方法	定義
堆肥化	分解過程を経て新しく土壌となる有機廃棄物
再利用	そのものの性質を変化させずに再度利用すること。例：空き瓶の再利用
リサイクル	廃棄物を原材料として使用し、新しい製品または原料を製造すること
回収	エネルギー源として廃棄物を焼却しリサイクルするために用いること
焼却	廃棄物を焼却し灰にするために用いること。エネルギー目的での使用ではない
埋め立て	廃棄物を埋め立て処分とし、再利用、リサイクル、エネルギー源として用いないこと
深井戸投棄	廃棄物として、飲料用の水資源よりはるかに深い地下数千メートルの多孔質岩に廃棄すること
現場保管	会社内の用地に廃棄物として保管すること
その他	上記の廃棄方法以外が用いられた際に適用

別紙 3:水塘への栄養塩の排出の計算

作成中

別紙 4 マス・バランスとブック・アンド・クレームの算定原則

作成中